

平成21年度政策評価書（事後評価）要旨

政策分野 6

（評価実施時期：平成22年8月）

担当部局名： 地域活性化推進室

<p>政策名</p>	<p>地域活性化の推進 【実績評価方式】</p>	<p>根拠となる法令等（2つまで） 地域再生法 構造改革特別区域法</p>										
<p>政策概要</p>	<p>人口が減少し衰退する地方を活性化すべく、都市再生特別措置法、構造改革特別区域法、地域再生法、中心市街地の活性化に関する法律の4法令のもと、地域の活性化を妨げるボトルネックの解消や、自律的發展を支援する施策を行う。</p>											
<p>施策名</p>	<p>①中心市街地活性化基本計画の認定 ②地方の元気再生事業の実施 ③地域活性化・公共投資臨時交付金の配分計画の策定 ④地域活性化・経済危機対策臨時交付金の配分計画の策定 ⑤地域活性化・きめ細かな臨時交付金の配分計画の策定 ⑥構造改革特区計画の認定 ⑦地域再生計画の認定 ⑧特定地域再生事業会社の指定 ⑨地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定 ⑩地域再生支援利子補給金の支給</p>											
<p>評価結果</p>	<p>【総合的評価】 地方の元気再生事業や臨時交付金など一部の事業が平成21年度限りとされているが、概ね利用者側である地方自治体の満足度は高く、地域活性化に資する施策であったと言える。地域再生基盤強化交付金については一括交付金化など地域主権改革の推進の議論の進展も見つつ、必要に応じて、予算の見直しを検討する。 今後は終了した事業や年次目標に達しなかった事業などのフォローアップに努めるなど改善や継続性のある支援を行い、総合特区など新たな施策を含め地域の活性化支援を行う。</p> <p><施策評価結果一覧></p> <table border="1" data-bbox="367 1433 1348 1579"> <thead> <tr> <th>S</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>未集計等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0</td> <td>5 ①②③④ ⑤</td> <td>4 ⑥⑦⑨⑩</td> <td>1 ⑧</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（必要性） 地域には、優れた地域産業、農林水産業、伝統文化、人材などの豊かな「底力」があり、この「底力」を引き出し、地域の自立的な發展を促していく中で、我が国の地域の力が原動力となって我が国全体の国力を上昇気流に乗せていくため、地域活性化の推進が必要である。</p>		S	A	B	C	未集計等	0	5 ①②③④ ⑤	4 ⑥⑦⑨⑩	1 ⑧	0
S	A	B	C	未集計等								
0	5 ①②③④ ⑤	4 ⑥⑦⑨⑩	1 ⑧	0								

(有効性)

地方の元気再生事業について、地域活性化の自立的展開が全国各地で着実に芽吹きつつあり、地域活性化の最大の隘路である立ち上がり段階の支援としての役割を適切に果たしたと考えられる。また、地域活性化・公共投資臨時交付金等の配分計画の策定においても、地方公共団体の自主性・自立性を活かすとともに、地方の事務負担の軽減を図る等の制度設計をしたことが極めて有効であったと考えられる。

こうしたことから、地域の創意工夫や発想を起点にした地域活性化政策として有効性は高いと言える。

(効率性)

地域再生基盤強化交付金の配分計画の策定について、事業の進捗に応じ類似する施設間の予算の融通や年度間の事業量の調整ができるなど地方公共団体の自主性・裁量性が高い交付金となっており、また、地域再生支援利子補給金の支給については、対象に対する合計20億円の融資の実行により、雇用効果(維持+新規)として総計688名が予定されており、それに伴う利子補給金の支給は1年間で1,400万円(利率0.7%)と、少ない経費で高い政策効果が期待できる効率的な制度設計となっている。

反映の方向性

地域活性化を促進するため、地域の創意工夫や発想を起点にし、それを的確に後押しできるような省庁横断的・施策横断的な観点の施策を推進してきたところである。

こうした施策を効果的に活用し、地方の継続的な発展を担っていくのは何よりも「地域の人材」である。このため、地域の人材力強化を柱としながら、地域の成長力強化、生活基盤の確保に取り組んでいく。

さらに、疲弊する地方財政に対する支援、地方と都市の共生を念頭に置きつつ、施策を推進していく。

<反映の方向性一覧>

引き続き推進	拡充等	改善・見直し	抜本的見直し
①⑥⑦		⑩	⑨

平成23年度に新設

※②③④⑤⑧は平成22年度継続予定なし。